

地域再生計画（地方創生港整備推進交付金）中間評価調査

都道府県名	鳥取県	事業実施主体	鳥取県、大山町	地域再生計画名	みなとを活かした地域づくり計画
計画期間	令和3年度～令和7年度	評価責任者	鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課長、大山町農林水産課長		

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標		基準値		中間目標値		最終目標値		中間評価	達成状況		中間目標値の実現状況に関する評価	
	指標1	指標2	基準年度	基準年度	年度	中間実績	基準年度	基準年度		指標総数	達成数		
	指標1	道の駅利用者の増加	274千人	R1	285千人	R5	348千人	300千人	R7	○	2	2	中間目標値を上回る結果となった。
	指標2	大山町・琴浦町地域の新規漁業就業者の確保	0人	R1	1人	R5	4人	2人	R7	○	2	2	中間及び最終目標値を上回る結果となった。
②事業の進捗状況	事業名		整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価							
			計画	中間年度 (R5)	最終実績 見込み								
特別措置を適用して行う事業	地方創生港整備推進交付金（港湾）		810m	590m	810m	当初計画に対し、整備延長から見る進捗率は、73%と進捗を図ることができた。引き続き計画に沿って整備を推進していく。							
	地方創生港整備推進交付金（漁港）		30基	30基	30基	計画通り整備が完了した。							
その他の事業													
計画外で独自に実施した事業	鳥取県「働き方改革」推進事業		労働人口の確保を目的として鳥取県が実施する働き方改革と連携して、県内の労働力確保につながる事業を展開する。（地方創生推進交付金）			令和3年3月31日に計画期間が終了し、県内の労働力確保につながる事業を展開し、一定の目標を達成した。							
	コトウラ観光産業化プロジェクト		観光による地域産業活性化を目的として琴浦町が実施するものであり、観光戦略の策定や情報発信、観光商品の開発など行政や観光業など幅広い分野が一体となって観光産業の活性化を図る。（地方創生推進交付金）			令和4年3月31日に計画期間が終了し、事後評価に向けて目標の達成度を精査中。							
	もうかる6次化・農商工連携支援事業		農林水産業者が行う6次産業化の取組に対し、推進活動を含めた施設・機械整備を支援し、農林水産業の活性化を図る。			漁業協同組合や水産加工会社に対し、施設・機械設備を支援した。							
	地域資源活用・農商工連携促進事業		加工業者等を支援する団体（商工団体や地域商社等）が行う、商農工連携・6次産業化の取組について、商品企画や販路開拓の取組を支援し、農林水産業の活性化を図る。			商工団体や地域商社に対し、商品企画や販路開拓の取組を支援した。							
	とっとり琴浦グランサーモンフェスタ		大山の地下水を活かし、鳥取県琴浦町で育つ「とっとり琴浦グランサーモン」の魅力発信のため、町内飲食店でグルメ開発やスタンプラリーを実施する等、漁業振興地域活性化を図っている。			令和5年10月8日（日）～10月31日（火）の間、とっとり琴浦グランサーモンフェスタが開催され、「とっとり琴浦グランサーモン」を使ったオリジナル料理が町内15店舗で展開された。							
	みくりやポートフェスティバル&さざえ祭		県内有数のさざえの産地となっている御来屋漁港で毎年5月に行われるイベント。さざえを使った様々な料理や地元産品地場水産物の販売等を実施し、地域活性化を目的として開催している。			コロナの影響で令和2年から令和4年にかけて開催されなかったが、令和5年から祭りの名称を「ゆうゆうフェスタ」に変更し、乗船体験等多数の催し物で御来屋漁港を盛り上げている。							

	<p>持続可能な栽培漁業推進事業</p> <p>栽培漁業の将来にわたる資源管理について、持続可能な推進計画を作成し、実践活動を行う漁業協同組合に対し、放流用種苗の購入費等を支援する。</p>	<p>令和3年度から令和5年度にかけて、漁業協同組合が実施するアワビ・サザエ放流に係る種苗購入経費を県が支援した。今後も継続して当該経費を支援する予定である。</p>
	<p>漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業）</p> <p>漁業経営体等に漁船員等として雇用し、OJT研修を実施する経費を支援する。または、独立操業を目指すための研修を実施する経費を支援する。（鳥取県単独事業）</p>	<p>雇成型研修及び独立型研修の実施する経費に支援を行った。今後も要望に応じて支援を継続する。</p>
	<p>漁業就業者確保対策事業（漁業経営開始円滑化事業）</p> <p>漁新規就業者が漁業経営を開始する時又は漁業経営開始後3年を経過するまでの間に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備してリースする場合、必要な経費を支援する。（鳥取県単独事業）</p>	<p>漁船・機器・漁具の整備に必要な経費に支援を行った。今後も要望に応じて支援を継続する。</p>
③評価方法	鳥取県及び琴浦町が必要な統計調査や聞き取りを行い、速やかに状況を把握する。	
④中間評価の公表方法	鳥取県総合統括課のホームページに掲載	
⑤計画全体の総合評価	本計画は、港湾及び漁港の一体的な整備によって、水産業の活性化による新規漁業就業者の確保と、水産物供給の安定化や商品開発の取り組みとの連携による道の駅利用者の増加を図り、地域活性化させることを目的としている。指標1及び指標2の中間評価においてはどちらも目標値を達成し、整備による一定の効果があった。引き続き計画に沿って整備を推進していく。	
⑥今後の方針等	<p>中間評価結果の反映状況</p> <p>地域再生計画の見直し（ <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 ）</p> <p>令和7年度予算要望額への反映（ <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ）</p> <p>有りの場合の増減額 千円</p>	<p>有りの場合その具体的内容</p> <p>計画事業費について、令和6年度に実績の事業費に見直し予定。計画期間について、逢坂港における令和6年度の設計検討業務によって事業の規模が精査される。また、御来屋漁港において施設の追加を行う。このため、必要に応じて令和7年度に本計画期間を延長、又は別途新規計画を申請する予定。</p>
	⑦今後の方針等に対する対応	令和6年度に実績の事業費に見直し予定。必要に応じて令和7年度に本計画期間を延長、又は別途新規計画を申請する予定。